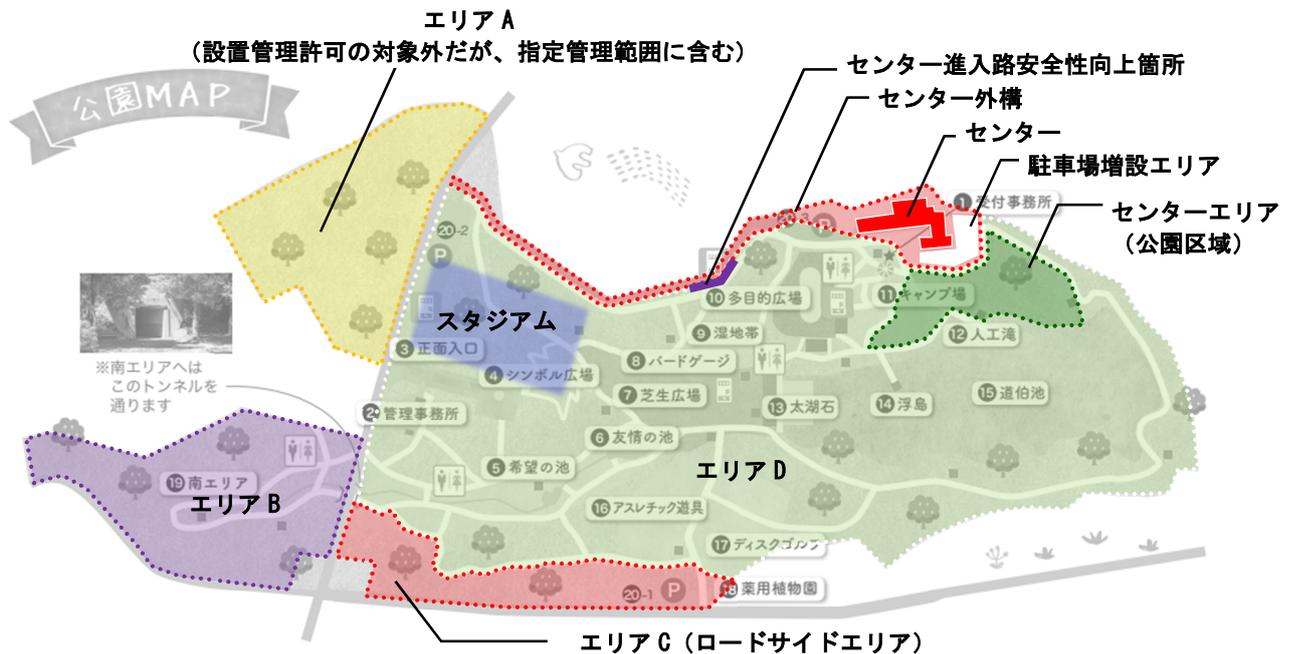


## 本事業のエリア図



- ① 事業者は事業期間を通じ、スタジアム及びエリア A を除くすべてのエリアを活用することができる。
- ② ①について、エリア A の一部は指定管理の範囲として維持管理を行うこと。なお、森公園の指定管理の範囲は本資料の巻末の図のとおりとする。
- ③ 事業者は第 1 期整備において、センターエリアを活用し、自主提案事業に係る整備を行うこと。なお、自主提案事業の要件は以下の組合せによる。

以下のア、イのうち、ア又はアとイを充足するものとする。

ア 集団宿泊研修に繋がる施設・サービスであること。

イ 森公園、センターの利用者の利便性向上に繋がる施設・サービスであること。

- ④ センターエリアとは、公園区域を活用し、センターとの一体運営によって社会教育及び森公園の利便性並びにサービス向上に資することを目的とするエリアである。
- ⑤ 事業者は第 1 期整備において、エリア C に特定公園施設の整備を完了させること。
- ⑥ 事業者は第 1 期整備において、エリア C に、公募対象公園施設のうち、最低 1 つ以上の施設の整備を完了させ、開業させること。
- ⑦ 事業者は第 2 期整備において、センターの機能回復及び機能向上の整備を完了させ、開業させること。
- ⑧ 事業者は第 2 期整備において、上図の駐車場増設エリアにおいて、センターの利用者用駐車場を整備すること。
- ⑨ 事業者は、森公園の現在の雰囲気や利用者ニーズに配慮しつつ、現在の空間・園路等を大幅に改変させることない場合において、事業者の提案により自主提案事業を行うことができる。

- ⑩ 事業者は第2期整備において、上図のセンター進入路安全性向上箇所をより安全性が向上できるよう、適切な対策を提案し、県と協議のうえ当該対策を行うこと。

【森公園の指定管理の範囲】



森公園の指定管理の範囲はスタジアムを除く  の範囲に加え、エリアC（ロードサイドエリア）のうち、特定公園施設を含んだ範囲とする。